

# 参 考 資 料

## 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理します。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、  
B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金 決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券 決済 事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム 金融商品取引所等金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

## （2）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

**区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きん <sup>34</sup> に対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、 緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する 事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

### 区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

<sup>34</sup> 用語解説 P.82

## 用語解説

### ア行

インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）
SNS (Social Networking Service)	ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いを目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティ」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。
大阪府感染症情報センター	府内における感染症全般について、患者情報、病原体情報などを収集分析し、大阪府に報告するとともに、医師会などの関係機関に提供・公開する機関で、大阪府立公衆衛生研究所 <sup>35</sup> に設置されている。
大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関	新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関で知事が登録するものをいい、府内の保健所と連携し、新型インフルエンザ等患者の治療を行い、感染拡大防止に寄与する。
大阪府立公衆衛生研究所	府民の健康と生活の安全を守るために様々な試験・検査、調査・研究、研修・指導及び情報の収集・解析・提供を行っている大阪府の組織。研究所内には、大阪府感染症情報センターがあり、府全域のサーベイランスの集約、分析、公表を行っている。

### カ行

家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関 <sup>36</sup> 、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関 <sup>37</sup> のこと。

<sup>35</sup> 用語解説 P.82

<sup>36</sup> 用語解説 P.83

<sup>37</sup> 用語解説 P.83

特定感染症指定医療機関	新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
第一種感染症指定医療機関	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
第二種感染症指定医療機関	二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
結核指定医療機関	結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
感染症病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
帰国者・接触者相談センター	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を帰国者・接触者外来に案内する電話による相談センター。
緊急事態宣言	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。
緊急事態措置	生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。
空気感染	空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
コールセンター	本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、一般市民向けに設置する電話でのお問い合わせ窓口のこと。
国立感染症研究所	厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。
個人防護具 ( Personal Protective Equipment) 略称：PPE	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## サ行

サーベイランス	疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。
重症急性呼吸器症候群 (SARS)	SARSコロナウイルスにより引き起こされる新種の感染症。2002年11月に中華人民共和国広東省で発生し、2003年7月に新型肺炎制圧宣言が出されるまでの間に8,069人が感染し、775人が死亡した。
症例定義	国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し、対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。なお「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新型インフルエンザ（A/H1N1） ／インフルエンザ（H1N1） 2009	2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
人工呼吸器	呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
積極的疫学調査	患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

タ行

WHO（World Health Organization：世界保健機関）	「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。
---------------------------------------	--

致死率 (Case Fatality Rate)	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ナ行

濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
-------	---

### ハ行

パンデミック	感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)	DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。
飛沫感染	感染者が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）を近くにいる人が浴びて吸い込むことで感染する経路をいう。飛沫が飛び散る範囲は、1～2 m程度である。

病原性	<p>新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。</p>
<p>プレパンデミックワクチン</p>	<p>新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。</p>

## 各発生段階の対策の概要について

未 発 生 期			
	国の対策	大阪府の対策	本市の対策
<b>対策の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前準備</li> <li>○国内発生 of 早期確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前準備</li> <li>○府内発生 of 早期確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前準備</li> <li>○市内発生 of 早期確認</li> </ul>
<b>実施体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行動計画の作成</li> <li>○連携体制の整備</li> <li>○国際間の連携 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行動計画、業務継続計画の策定</li> <li>○連携体制の整備</li> <li>○研修、訓練の実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行動計画、業務継続計画の作成</li> <li>○連携体制の整備</li> <li>○研修、訓練の実施 等</li> </ul>
<b>サーベイランス 情報収集</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内外の新型インフルエンザに関する情報収集</li> <li>○通常のインフルエンザに対するサーベイランスの実施</li> <li>○調査研究 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内外の新型インフルエンザに関する情報収集</li> <li>○通常のインフルエンザに対するサーベイランスの実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内外の新型インフルエンザに関する情報収集</li> <li>○通常のインフルエンザに対するサーベイランスの実施 等</li> </ul>
<b>情報提供・共有</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザに関する情報提供</li> <li>○コミュニケーションの体制整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザに関する情報提供、共有の庁内外の体制整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザに関する情報提供、共有のための広報体制の整備</li> <li>○コールセンター体制整備 等</li> </ul>
<b>まん延防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水際対策の整備</li> <li>○ワクチンの確保</li> <li>○接種体制の構築 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人レベル、地域職場レベルの感染予防対策の普及</li> <li>○特定接種体制の整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人レベル、地域職場レベルの感染予防対策の普及</li> <li>○特定接種体制の整備</li> <li>○住民接種体制の整備 等</li> </ul>
<b>医療</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域医療体制の整備の支援</li> <li>○検査体制の整備</li> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の流通整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策会議の組成</li> <li>○地域医療体制の整備</li> <li>○感染期に備えた医療の確保 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策会議の組成</li> <li>○地域医療体制の整備</li> <li>○感染期に備えた医療の確保 等</li> </ul>
<b>生活及び経済の 安定確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務計画策定の支援</li> <li>○物資供給の要請 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地方公共機関における計画の策定</li> <li>○物資及び資材等の備蓄 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要援護者の把握</li> <li>○火葬能力の把握</li> <li>○ごみ収集処理、上下水道の供給の体制整備 等</li> </ul>

海外発生期		府内未発生期	
	国の対策	大阪府の対策	本市の対策
対策の目的	○国内発生の遅延と早期発見 ○国内発生に備えて体制整備	○府内発生の遅延と早期発見 ○府内発生に備えて体制整備	○市内発生の遅延と早期発見 ○市内発生に備えて体制整備
実施体制	○対策本部の設置 ○基本的対処方針の決定 ○国際間の連携 等	○対策本部の設置 ○基本的対処方針に基づく対策の協議 等	○対策本部の設置 ○基本的対処方針に基づく対策の協議 等
サーベイランス 情報収集	○国際的な連携による情報収集 ○国内サーベイランスの強化 等	○サーベイランスの強化 ○学校、全数把握等サーベイランスの強化 等	○サーベイランスの強化 ○学校、全数把握等サーベイランスの強化 等
情報提供・共有	○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置 等	○多様な手段による情報提供 ○コールセンターの設置 等	○多様な手段による情報提供 ○コールセンターの設置 等
まん延防止	○国内でのまん延防止対策の準備 ○感染症危険情報の発出 ○水際対策の開始 ○ワクチンの確保 等	○府内でのまん延防止対策の準備 ○水際対策への協力 ○特定接種の準備、開始 等	○市内でのまん延防止対策の準備 ○水際対策への協力 ○特定接種の準備、開始 ○住民接種の準備 等
医療	○新型インフルエンザの症例定義の周知 ○検査体制の整備 等	○帰国者・接触者相談センターの設置 ○帰国者・接触者外来の設置 ○感染症指定医療機関への受入準備要請 等	○帰国者・接触者相談センターの設置 ○帰国者・接触者外来の設置 ○感染症指定医療機関への受入準備要請 ○抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 等
生活及び経済の 安定確保	○全国の事業所へ感染対策の準備の要請 ○指定公共機関等へ事業継続の要請 等	○府内の事業所へ感染対策の準備の要請 ○指定（地方）公共機関等へ事業継続の要請 等	○市内の事業所へ感染対策の準備の要請 ○遺体安置所の確保 ○ごみ収集処理、上下水道の供給の体制整備 等

国内発生早期		府内発生早期	
	国の対策	大阪府の対策	本市の対策
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内の感染拡大の抑制</li> <li>○患者への適切な医療</li> <li>○感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内の感染拡大の抑制</li> <li>○患者への適切な医療</li> <li>○感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の感染拡大の抑制</li> <li>○患者への適切な医療</li> <li>○感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政府現地対策本部の設置</li> <li>○国際間の連携</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策本部の開催</li> <li>○政府現地対策本部との連携</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策本部の開催</li> <li>○地域医療等関係機関との対策会議の開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
サーベイランス 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き国際的な連携による情報収集</li> <li>○引き続き国内サーベイランスの強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き国との連携による情報収集</li> <li>○引き続き府内のサーベイランスの強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き国や府との連携による情報収集</li> <li>○引き続き市内サーベイランスの強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体との情報共有の強化</li> <li>○国民への情報発信の強化</li> <li>○コールセンター等の充実・強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や市町村等との情報共有の強化</li> <li>○府民への情報発信の強化</li> <li>○コールセンター等の充実・強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国や大阪府等との情報共有の強化</li> <li>○市民への情報発信の強化</li> <li>○コールセンター等の充実・強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内でのまん延防止対策の強化</li> <li>○水際対策の継続</li> <li>○住民接種の決定</li> <li>★外出自粛、施設の使用制限</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内でのまん延防止対策の強化</li> <li>○水際対策への協力</li> <li>○住民接種の情報提供</li> <li>★外出自粛、施設の使用制限</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内でのまん延防止対策の強化</li> <li>○水際対策への協力</li> <li>○住民接種の開始</li> <li>★外出自粛、施設の使用制限</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療体制の整備</li> <li>○診断・治療に関する情報の提供</li> <li>○抗インフルエンザウイルス薬の適正流通指導</li> <li>○一般の医療機関への診療体制の要請</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き帰国者・接触者外来棟による診療体制</li> <li>○診断・治療に関する情報の提供</li> <li>○必要に応じて一般の医療機関への診療体制の要請</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き帰国者・接触者外来棟による診療体制</li> <li>○診断・治療に関する情報の提供</li> <li>○必要に応じて一般の医療機関への診療体制の要請</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
生活及び経済の 安定確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所へ感染対策開始の要請</li> <li>○国民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所へ感染対策開始の要請</li> <li>○府民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所へ感染対策開始の要請</li> <li>○市民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請</li> <li>○ごみ収集処理、上下水道の供給の体制維持</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

国内感染期		府内感染期	
	国の対策	大阪府の対策	本市の対策
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療体制の維持</li> <li>○健康被害を最小限に抑える</li> <li>○国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療体制の維持</li> <li>○健康被害を最小限に抑える</li> <li>○府民生活及び府民経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療体制の維持</li> <li>○健康被害を最小限に抑える</li> <li>○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的対処方針の変更等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策の変更の決定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策の変更の決定等</li> </ul>
サーベイランス 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き国際的な連携による情報収集</li> <li>○全数把握の中止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き府内のサーベイランスの強化</li> <li>○全数把握や学校サーベイランスの中止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き市内サーベイランスの強化</li> <li>○全数把握や学校サーベイランスの中止等</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き地方公共団体との情報共有</li> <li>○引き続き国民への情報発信</li> <li>○コールセンター等の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き国や市町村等との情報共有</li> <li>○引き続き府民への情報発信</li> <li>○コールセンター等の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き国や大阪府等との情報共有</li> <li>○引き続き市民への情報発信</li> <li>○コールセンター等の継続等</li> </ul>
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内でのまん延防止対策の徹底</li> <li>○水際対策の継続</li> <li>★外出自粛、施設の使用制限等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内でのまん延防止対策の徹底</li> <li>○水際対策への協力</li> <li>○住民接種の情報提供</li> <li>★外出自粛、施設の使用制限等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内でのまん延防止対策の徹底</li> <li>○水際対策への協力</li> <li>○住民接種の継続</li> <li>★外出自粛、施設の使用制限等</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般の医療機関への診療体制の移行</li> <li>○引き続き診断・治療に関する情報の提供</li> <li>○抗インフルエンザ薬の備蓄・使用</li> <li>★臨時の医療施設の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般の医療機関への診療体制の移行</li> <li>○入院は重症者のみ</li> <li>○抗インフルエンザ薬の備蓄・使用</li> <li>★臨時の医療施設の設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般の医療機関への診療体制の移行</li> <li>○入院は重症者のみ</li> <li>○医療機関への情報提供</li> <li>★臨時の医療施設の設置への協力等</li> </ul>
生活及び経済の 安定確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> <li>★指定公共機関等の業務の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> <li>★指定公共機関等の業務の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請</li> <li>○ごみ収集処理、上下水道の供給の体制維持継続</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定等</li> <li>★埋葬・火葬の特例</li> <li>★要支援者の生活支援等</li> </ul>

小 康 期			
	国の対策	大阪府の対策	本市の対策
対策の目的	○第二波に備えた第一波の評価 ○医療体制、社会経済活動の回復	○第二波に備えた第一波の評価 ○医療体制、府民生活・経済活動の回復	○第二波に備えた第一波の評価 ○医療体制、市民生活・経済活動の回復
実施体制	○基本的対処方針の変更 ○対策の見直し ○対策本部の廃止 等	○対策の見直し ○対策本部の廃止 等	○対策の見直し ○対策本部の廃止 等
サーベイランス 情報収集	○各国の対応の情報収集 ○集団発生等のサーベイランスの強化 等	○通常のサーベイランス ○学校等サーベイランスの強化 等	○通常のサーベイランス ○学校等サーベイランスの強化 等
情報提供・共有	○情報提供のあり方の見直し ○コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等	○情報提供のあり方の見直し ○コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等	○情報提供のあり方の見直し ○コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等
まん延防止	○水際対策の見直し 等	○第二波に備えた住民接種への協力 等	○第二波に備えた住民接種の実施 等
医療	○通常の医療体制へ戻す ○抗インフルエンザ薬の備蓄 等	○通常の医療体制へ戻す ○抗インフルエンザ薬の備蓄 等	○通常の医療体制へ戻す 等
生活及び経済の 安定確保	○国民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請 ★業務の再開・緊急事態措置の縮小・中止 等	○府民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請 ★業務の再開・緊急事態措置の縮小・中止 等	○市民へ消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者へ買占め・売惜しみを生じないよう要請 ★業務の再開・緊急事態措置の縮小・中止 等

# 豊中市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年4月1日 条例第26号

## (目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、豊中市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

## (会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

# 豊中市新型インフルエンザ等対応マニュアル（対策本部編）抜粋

## 1 対策本部の設置等

### （1）設置時期

海外又は国内において新型インフルエンザ等の人から人への感染が確認された場合、市民、事業者等に正確な情報を積極的に提供するとともに、感染者、被害状況の把握、感染症対策など必要な対策を総合的に推進するために、市長を本部長とする全庁的な体制として豊中市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### （2）設置場所

対策本部は、第2庁舎3階大会議室に設置し、状況により必要な情報機器（パソコン・電話回線の増設等）を配置する。

なお、状況により設置場所を変更することがある。

### （3）設置に伴う通知等

本部長は、対策本部を設置したときは、速やかにその旨を市議会、関係機関等庁内外及び市民に通知・公表する。

### （4）閉鎖に伴う通知等

本部長は、感染者発生状況や今後の推移等を勘案するとともに、国や大阪府の動向を注視し、本部の設置の必要性がなくなったと認めるときに、対策本部を閉鎖する。

なお閉鎖したときは、速やかにその旨を市議会、関係機関等庁内外及び市民に通知・公表する。

## 2 対策本部の体制

### （1）本部長

ア 本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

イ 本部長は、対策本部の事務を統括し、職員を指揮監督するとともに、新型インフルエンザ等に関する本市の対応について、方針を決定する。

### （2）副本部長

ア 副本部長及び本部長代理順位

副本部長は、次に掲げるものとし、その代理順位は①から⑧の順とする

① 副市長（危機管理室所管）

② 副市長

③ 危機管理監

④ 保健医療技監

⑤ 教育長

⑥ 上下水道事業管理者

⑦ 病院事業管理者

⑧ 健康福祉部長

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長を代理する。

(3) 本部員

ア 本部長及び副本部長を除く本部員は、次に掲げる者のほか、本部長が指名する職員とする。

情報政策監、総務部長、資産活用部長、人権文化部長、政策企画部長、環境部長、財務部長、市民協働部長、こども未来部長、都市計画推進部長、都市基盤部長、会計管理者、市立豊中病院事務局長、上下水道局経営部長、上下水道局技術部長、消防長、教育委員会教育次長、同委員会教育監、市議会事務局長

イ 本部員は、本部長の命を受け、所掌する事務を遂行するとともに、本部長及び副本部長の下に対策本部会議を構成する。

(4) 事務局

ア 設置

本部長は、対策本部の円滑な活動を図るために、危機管理室に対策本部事務局を設置する。

イ 統括チーム

対策本部事務局による本部長の意思決定の補佐及び事務を円滑に行うため「豊中市危機管理対応方針」に定めるところにより、統括チームを設置する。

① 統括チームを構成するグループ等

【統括チームの構成等】「豊中市危機管理対応方針」より

班名	担当職	主な所掌事務
統括グループ	危機管理室	①対策本部の運営に関すること ②応急対策の検討及び指示に関すること
渉外グループ	行政総務室 法務・コンプライアンス室	①関係機関との連絡調整に関すること ②関係機関からの情報収集、整理、記録に関すること
調整グループ	企画調整室 とよなか都市創造研究所	①各部局の実施する応急対策の調整に関すること ②対策本部会議の資料作成に関すること
情報システムグループ	情報政策室	①業務システム・庁内情報システムの安定稼働及び復旧に関すること ②対策本部の情報端末の稼働確保及び運用に関すること ③庁内LANによる全庁的な情報共有化に関すること
情報グループ	都市活力創造室 情報公開課	①危機事態に係る情報全般の収集、整理及び記録に関すること
広報グループ	広報広聴課	①市民への広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道提供資料の収集及び作成に関すること

庶務グループ	秘書課	①部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること ②視察及び見舞者の接遇に関すること
職員動員グループ	人事課 職員課 （職員厚生会） 職員研修所	①職員の動員配備の総合調整及び参集状況の取りまとめに関すること ②職員の公務災害に関すること ③職員の仮眠場所の確保及び給食に関すること
物資調達グループ	契約検査室	①応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に関すること ②食糧、生活必需品等の救援物資の調達に関すること ③建設業者及び機械等の動員に関すること
対策グループ	保健企画課	①統括チーム長が必要に応じて指示する役割に関すること

## ② 統括チーム長等

統括チーム長は、危機管理監の職にあるものを充て、副チーム長は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

情報政策監  
総務部長  
政策企画部長

## ③ 統括チームの招集

統括チームの招集は、統括チーム長が新型インフルエンザ等の感染拡大等を勘案して、必要なグループ及び人員を決定し行う。

## ④ 統括チーム職員の関係機関等への派遣

統括チーム長は、新型インフルエンザ等対策のために関係機関等からの情報収集が必要と認めるときは、関係機関等へ統括チーム渉外グループ職員を派遣する。派遣された職員は、収集した情報を定期的に統括チーム情報グループへ報告する。

## 豊中市危機管理対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理対策の総合的な推進を図るため、豊中市危機管理対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域防災計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (2) 国民保護計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (3) 危機管理対応方針に関する事。
- (4) 危機事態時における情報共有に関する事。
- (5) その他危機管理対策に係る事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、推進会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事項に係る具体的事項を協議するため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理室長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 幹事会は、協議事項に係る幹事のみで開催することができる。
- 5 幹事長は、協議のため必要があると認められるときは、分科会を設置することができる。

(分科会)

第7条 分科会は、協議事項に応じて幹事及び幹事長が指名する職員で構成し、協議事項の主担となる課の長が座長となる。

- 2 分科会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

(事務局)

第8条 推進会議、幹事会（以下「推進会議等」という。）の事務局は、危機管理室に置く。

2 分科会の事務局は、危機管理室及び主担課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この要綱は、平成20年3月25日から実施する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

教育長，市立豊中病院事業管理者，上下水道事業管理者，危機管理監，情報政策監，総務部長，資産活用部長，人権文化部長，政策企画部長，環境部長，財務部長，市民協働部長，健康福祉部長，同部保健医療技監，こども未来部長，都市計画推進部長，都市基盤部長，会計管理者，市立豊中病院副院長，同病院事務局長，上下水道局経営部長，同局技術部長，消防長，教育委員会教育次長，同委員会教育監，市議会事務局長

別表2（第6条関係）

危機管理室長，情報政策室長，総務部行政総務室長，資産活用部施設活用推進室長，人権文化部人権政策室長，政策企画部企画調整室長，環境部環境政策室長，財務部財政室長，市民協働部コミュニティ政策室長，健康福祉部地域福祉室長，こども未来部こども政策室長，都市計画推進部まちづくり総務室長，都市基盤部土木総務室長，会計室長，市立豊中病院事務局病院総務室長，上下水道局経営部総務課長，消防本部消防総務室長，教育委員会教育総務室長，選挙管理委員会事務局長，監査委員事務局長，農業委員会事務局長，市議会事務局総務課長，

# 豊中市保健医療審議会規則

平成12年6月30日

規則第60号

改正 平成15年4月1日規則第11号

平成19年3月23日規則第1号

平成21年3月26日規則第9号

平成24年2月15日規則第4号

平成24年3月30日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて豊中市の保健医療についての総合的な施策その他の重要事項及び保健所の運営に係る事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療又は福祉の関係団体の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 市民団体の代表
- (5) 勤労者の代表
- (6) 市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市立豊中病院総長

3 前項第6号に規定する者は、公募により選考するものとする。

(委員の任期)

第4条 前条第2項第1号から第6号までに掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第2項第7号及び第8号に掲げる者のうちから委嘱し、又は命じられた委員の任期は、委嘱し、又は命じられたときの職に在任する期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別の事項があると認める場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項についての調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部保健所保健企画課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

- 2 豊中市地域医療総合対策審議会規則（昭和50年豊中市規則第12号）は、廃止する。
- 3 豊中市地域保健推進協議会規則（昭和58年豊中市規則第5号）は、廃止する。
- 4 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他の会長の職務を行う者が不在の場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則（平成15年4月1日規則第11号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第9号抄）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第10号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後この規則による改正後の豊中市保健医療審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから最初に委嘱される委員の任期は、改正後の規則第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

## 豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画等策定の経緯

年	月 日	経 緯
平成 25 年 (2013 年)	5 月 24 日	<b>政策会議</b> ○新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
	6 月 3 日	<b>危機管理対策推進会議</b> ○新型インフルエンザ等対策特別措置法について ○流行性感冒（スペイン風邪）大流行の記録について ○行動計画とマニュアル策定スケジュールについて
	6 月 13 日	<b>危機管理対策推進会議幹事会</b> ○新型インフルエンザ等対策特別措置法について ○新型インフルエンザとは ○新型インフルエンザ等対策行動計画策定作業について ○行動計画とマニュアル策定スケジュールについて
	6 月～	<b>新型インフルエンザ等対策の課題検討と調整（全部局全課）</b>
	7 月 22 日	<b>保健医療審議会</b> ○「豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画」の諮問について ○新型インフルエンザ等対策特別措置法について ○新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要について ○行動計画策定スケジュールについて
	9 月～	<b>医療機関への個別説明</b>
	10 月 3 日	<b>行動計画とマニュアル策定の実務担当者のための情報交換会</b> ○新型インフルエンザ等対策の概要（イメージ）の説明 ○情報交換・意見交換 ○予算措置について
	11 月 1 日	<b>危機管理対策推進会議幹事会</b> ○「新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について （中間報告） ○意見募集について ○今後のスケジュールについて
	11 月 18 日	<b>保健医療審議会</b> ○「新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について （中間報告） ○質疑応答・意見
12 月 12 日	<b>危機管理対策推進会議幹事会幹事への報告（庁内 LAN）</b> ○意見募集結果による修正案について ○修正案に対する意見募集	

年	月 日	経 緯
平成 26 年 (2014 年)	1 月 17 日	<b>政策会議</b> ○「新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について (報告)
	1 月 28 日	<b>保健医療審議会</b> ○「新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について (報告) ○「新型インフルエンザ等対策行動計画」の答申について
	2 月 3 日	<b>危機管理対策推進会議</b> ○「新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」について (報告)
	2 月 13 日～ 3 月 5 日	<b>市民意見募集</b>
	3 月 28 日	<b>危機管理対策推進会議</b> ○「新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について